

川崎市自治基本条例（案）解説

前文

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

【説明】

前文とは条例の制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるものとされ、条例の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多いもので、市では、情報公開条例、男女平等かわさき条例、子どもの権利に関する条例、環境基本条例の4条例において置かれており、これらの条例は市民の基本的な人権の根幹に関する条例、市の重要な課題に関する条例といえます。自治基本条例もこれらの条例と同様に市における自治の基本を定める重要な条例ですから、条例制定の理念を強調する必要があります。

自治基本条例を制定する背景としては、地方分権の本格化（平成12年の地方分権一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められていることや高度経済成長の終えん、本格的な少子高齢社会の到来などにより、改めて地域社会の在り方に市民の関心が向かいつつあり、また、地域を支える市民活動も活発に行われていることが挙げられます。

したがって、こうした状況の中で、改めて、暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市と自治体との関係や自治体と国との関係はどうあるべきかが問われており、市民、議会、行政それぞれが、市における自治の在り方を確認することが重要なために、条例の制定が求められています。

そして前文は、こうした背景や必要性を踏まえた上で、市の歩みを概観し、社会情勢の変化と課題が生じた要因について記述し、その課題解決のための方途としての市民自治の理念を記述し、それが確立されるための条例制定の目的と恒久平和や持続可能社会など市民と共に目指す都市像「活力とうるおいのある市民都市・川崎」を明らかにしました。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

【説明】

目的規定は、条例の基本形式としては、条例の題名と併せて一見して条例の達成しようとする目的などを推測し、理解できるようにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を示すために置くことが必要なものとされています。

自治基本条例では、第4条の自治の基本理念の規定で、市民が「地域社会の課題を自ら解決」することが基本で、市民が「その総意によって市を設立している」ことを確認することから自治への取組の考え方を始めています。つまり、川崎市における自治は、国から与えられたものではなく、市民が自ら、その総意によって団体としての自治体を設立し、そこに市民の代表としての市長を置き、議会を設置して、自治を営んでいるという、論理構成（体系）をとっています。

したがって、憲法や地方自治法の規定によって定められているものであっても、市民、議会、議員、市長などの役割や責務などを条例の中で川崎市における自治の基本として改めて確認し、そして、条例を運用することにより、共に目指すところの目的、市民自治の確立を明らかにしています。

位置付け等

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

【説明】

(1) 「規範」とは、判断、評価、行為などの拠るべき規準といわれています。自治基本条

例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、内容は、市の自治の基本を定めるものですから、自治の運営に関する他の条例等は、市における自治の最高規範としての基本条例の内容と整合を図るべきであることを定めています。

(2) (1)で述べた自治の規範性から、市民と議員や市長をはじめとする市の公務員は、自治運営を担い、または携わる者として、市における自治の最高規範としての基本条例の定めるところに従って、それぞれの役割を担い、責務を果たす意思を共に明らかにしたものです。

定義

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

【説明】

この条例における重要な用語の意義を定めています。

(1) 「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、本格的な少子高齢社会の到来、地球環境への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、川崎という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。

(2) 「参加」とは、暮らしやすい地域社会をつくるために、「主体的に市民が動く」という積極的な意味を含んで使用されることの多い、いわゆる「参画」を包摂する概念として、市政にかかわり、行動することをいいます。

(3) 「協働」とは、市民と市(議会や市長などの執行機関)とが、暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、市政に協力していくことをいいます。

基本理念

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【説明】

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

自治運営の基本原則

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

【説明】

(1) 市民、議会、市長等が共に担っていく川崎市の自治運営の基本原則を定めています。
ア「情報共有の原則」とは、自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。

イ「参加の原則」とは、市民の参加の下で市政を進めていくことです。市民には市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

ウ「協働の原則」とは、市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働

するとの原則です。

(2) 参加と協働は、いずれも市民の自発的な発意と自由な意思に基づくものですから、この原則による自治運営に当たっては、参加又は協働しない市民に対して参加しなかったこと等をもってペナルティーを科すなどの特別な不利益を与えないよう、市は配慮することが必要となります。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

市民の権利

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

【説明】

自治運営において市民に保障されるべき権利を定めています。

暮らしやすい地域社会の実現を目的とした自治とは、市民それぞれが尊重され、平和で良好な環境の中で暮らし、活動できることが前提となりますので、(1)から(4)までに掲げる権利の保障の前提として、基本的人権の尊重や生命、自由及び幸福追求などの包括的な権利が保障されることを柱書きに定めています。

また、ここで規定されている権利は、基本的には、この条例で規定する自治運営の基本原則に基づく制度等によってその仕組みや考え方が示され、実体規定を有する別個の条例や手続などによって具体的に保障されていくものとなります。

市民の責務

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

【説明】

自治運営において、市民に保障される権利に伴う責務として、4つ掲げています。(1)は特に市民の権利で掲げた4つの権利の前提となる包括的な権利を享受して自治を担うために、

(2)は市民の権利や自治運営の基本原則に基づく参加や協働に際してより効果を発揮するために、(3)は市民の権利が保障される市民都市・川崎の方向性を明確なものとするために、(4)は市民の権利が保障される市政の運営が実現されるためのものであるといえます。

事業者の社会的責任

第 8 条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

【説明】

市内で活動する事業者は、地域社会を構成する一員として、市民としての責務を担うほかに、法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任(Corporate Social Responsibility)を重視し、地域のまちづくりに貢献していく責務を確認しておくことが必要であるために定めたものです。

なお、この考え方は、一般の企業にとどまらず、自治体や非営利活動団体なども、事業者としての立場で行動する場合には適用されます。

コミュニティの尊重等

第 9 条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

【説明】

コミュニティには、住んでいる地域を単位とした町内会・自治会などや、福祉や環境などのテーマを単位として活動している市民活動団体・ボランティアグループなどがあり、市民は、自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会の実現のためにコミュニティを組織することができます。

したがって、市民と市は、市民が暮らしやすい地域社会を築く上でのコミュニティの役割を認識し、尊重しなければならないこととなります。

また、市は、自治運営の基本原則である協働の原則を踏まえ、コミュニティの自主性や自律性を損なわないよう、自治の推進のための環境づくり、施設等の開放、資金面の援助、人材育成、情報提供などの施策を推進していく必要があります。

第 2 節 議会

議会の設置

第 10 条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

【説明】

議会の設置は、憲法第 93 条、地方自治法第 89 条によって自治体に設置することが謳われていますが、自治の基本理念として、市民の総意によって自治体を設立し、そこに自らの代表を送ることを定めましたので、川崎市の自治を担う、市民から選挙によって選ばれた議員で構成される議会について設置することを記入しています。

議会の権限及び責務

第 11 条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

【説明】

議会には、地方自治法の定めるところにより、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、立法などの政策の立案、国等に対する意見表明などを行う権限がありますので、自治を担う上で重要な役割としてこれらを条例上に改めて定めています。

また、その権限を行使するに当たっては、市民から信託を受けていることに鑑み、市民の意思を適切に反映することができるように必要かつ十分な会議を開いた上で、市の将来を見据えた的確な結論を導き出すことが求められています。さらに、議会の運営や活動内容については、信託している市民に開かれたものとして、市民との情報の共有化を図ることによって開かれた議会を確立する必要があることを定めています。

議員の責務

第 12 条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会が前条第 1 項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

【説明】

議員は、前述した議会の権限が適切に行使されるよう地域における活動などを通じて地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断によって、議会の機能が十分に発揮できるようにする責務を負っています。

また、議員は、議員活動を通じ、開かれた議会とするために寄与する責務も負っています。

第3節 市長等 第1款 市長等

市長の設置

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

【説明】

市長についても議会と同様に、憲法や地方自治法第139条などの規定により、その設置が謳われていますが、自治の基本理念に基づき、市民から直接選ばれ、市民の信託に基づく市政を運営する市の代表としての重要な機関として条例に記入しています。

市長等の権限、責務等

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

【説明】

(1) 市長は、行政における執行機関の一つですが、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にあります。したがって、他の執行機関に比較して、その責任は重く、市民の信託にこたえるために、市民の福祉の増進を図ることを目的として、総合的な調整のほか市長としての重要な多くの権限を行使しなければならないことを定めています。

(2) 執行機関とは、市では市長のほかに教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があり、それぞれが市における重要な事務を担い、それぞれの判断と責任の下で事務を執行しなければなりません。また、執行機関相互が連携し、行政として一体となることによって、より有効にその機能を発揮しなければなりません。

(3) 職員は、市民と共に自治を運営していくとの意識を常に持ち、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。また、職員は、市の各執行機関に属して行政運営に従事しているため、各執行機関が果たすべき責務についても職務を通じて果たしていく必要があります。

第3節 市長等 第2款 行政運営等

行政運営の基本等

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

- (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
- (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
- (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
- (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
- (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
- (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限ります。）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

【説明】

(1) 地方自治法第2条第4項の規定により総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を議会の議決を経て定めることとされています。川崎市における基本構想の中で、基本構想に基づく施策の具体的な取組内容及び成果目標を明示した3カ年を計画年次とする実行計画と合わせて総合計画と呼ぶこととしています。また、環境基本計画、緑の基本計画、住宅基本計画など部門別の基本計画なども個別の制度条例に基づいて策定されています。第1項の規定ではこのように定められた計画に従い、相互に調整を図りながら計画的に施策を展開していくことの必要性を定めています。

(2) 第2項の規定では、第1項の規定により計画的に行われる施策展開などの行政運営の各過程に共通して基本となる事項を定めています。

ア 1号は、情報共有の原則に基づく行政運営についての考え方を示したもので、市政に関する情報は市民の財産であるとの認識が重要であることを規定しています。したがって、この原則に基づく制度として情報提供、情報公開などの各種制度が後述されますが、こうした認識に基づいた制度運用が必要となります。

イ 2号は、参加の原則に基づく行政運営についての考え方を示したもので、市民に形式的な市政への参加を求めるものではなく、実効性のある参加を求める行政運営が必要であることを規定しています。

ウ 3号は、応答責任を果たすことについて規定しており、市民の信託に基づいた市政における行政運営であることを意味しています。

エ 4号は、協働の原則に基づく行政運営についての考え方を示したもので、協働とは市民

と市とが対等な関係に立って協力するものであることから、市民の自主的な活動を阻害するような形での協働による施策等を推進するものではないことを規定しています。

オ 5号は、市民に対する行政の姿勢や行政手続の透明性の確保と市民が享受する行政サービスのあり方を示すものです。

カ 6号は、地方分権の時代において自治体の自己決定権が拡大されましたので、法令に基づく行政の法令の解釈・運用は、従前の通達に基づく行政ではなく、法令の趣旨や目的を、この条例が目的とする市民自治の確立の観点から市民の広い意味での福祉が増進されるよう行われるべきことを規定しています。

(3) 第3項の規定は、地方自治法第2条第15項の規定により、組織及び運営の合理化に努める責務に対するその考え方として、市の組織は、社会環境の変化等に的確に対応して、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、絶えず整備する必要があるとしています。

(4) 市が出資している法人で、地方自治法の規定などにより監査権限を有したり経営状況を公表すべき、出資比率が25パーセント以上のものは、平成15年7月1日現在で38法人あります。このような出資法人にあっても、社会経済情勢の変化に的確に対応する必要があり、事業の必要性、効率性、あるいは法人の存在意義そのものを含め、市民の財産から出資した法人への対応のあり方を規定しています。

財政運営等

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

【説明】

(1) 第1項では、計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政を確立することが必要であることを規定しています。憲法第92条によって地方公共団体の運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づき法律で定めるとされているところの財政運営については、地方財政法が定められており、地方財政の健全性を確保することを法律の目的としています。

(2) 第2項及び第3項後段の規定は、地方自治法第243条の3の規定により、条例で定めるところにより、予算執行状況、財産、地方債、一時借入金現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないこととされていることを受けたものです。なお、本市では、川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例が定められ、条例に基づいて各種財政等に関する事項が公表されるほかに補助金に関する情報など市民に関心のある情報の公表や内容を分かりやすいものとして公表することなどを通じて財政運営の透明性の確保に努

めています。

(3) 第3項前段では、市有財産の管理は、地方自治法第149条により市長の担当事務として、また、教育財産については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条により教育委員会の職務権限、公営企業用資産については地方公営企業法第9条により公営企業管理者の担当事務として、それぞれ定められており、財産の適正管理及び効率的運用が必要であることを規定しています。

評価

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとし、

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

【説明】

(1) 現在、「川崎再生 ACTION システム」として全事務事業を対象とした点検を行い、行財政改革の推進、総合計画の策定、予算・組織定数への反映など行財政運営に活用しています。今後は、現在策定中の総合計画において定める実行計画などの進行管理を行うもので、適切な行政運営に資するための新たな制度構築が必要となります。また、評価制度については、市民の参加による委員会を設けて運営を図る予定となっています。

(2) 評価は、自治の主体としての市民が市政に求める重要なもので、どのような成果があったのかを市民が理解できなければ市民が主体的に評価に参加することはできませんので、指標などのあり方を示しています。

(3) また、市民が実質的に行政を評価することができ、評価制度の透明性を確保するため、結果を公表し、施策等へ反映することが必要であることを規定しています。

苦情、不服等に対する措置

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

【説明】

(1) 第1項では、市民オンブズマン制度を中心とした市民の市政に対する苦情、不服等の救済の必要性和、真の救済のための簡易迅速な対応の必要性を定めています。

(2) 第2項では、市民の権利利益の保護は、市政に対する苦情などに限らず、いじめ、児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、個人情報侵害など第6条の柱書きの規定

において保障されるべき市民の権利に対する保護も必要であることを規定しています。本市では人権オンブズパーソンなどが設置されていますが、市の制度のほかに、県、国、民間団体などの制度もありますので、それらとの連携や、協力体制を講ずることなども必要となります。

第3節 市長等 第3款 区

区及び区役所の設置

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

【説明】

指定都市においては、地方自治法第252条の20の規定により、市長権限に属する事務を分掌させるため、条例によって市の区域を分けて区と区役所（区の事務所）を置くものとされています。

この条例では、自治の基本理念において市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本としていることから、区・区役所は、これまでの地域における行政サービスの総合窓口としての拠点であるだけでなく、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点としての機能が必要とされています。したがって、法に定める区・区役所のあり方だけではなく市における区・区役所の位置付けを定めています。

区長の設置及び役割

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供しよう努めること。
- (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

区長は、前記1-(1)に定める区の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を担うものとすることを定めます。

- (1) 区における地域の課題を的確に把握し、参加と協働を原則として、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区民（区の区域内における市民をいいます。以下同じ。）に便利で快適な行政サービスを効率的かつ効果的に提供しよう努めること。
- (3) 区民の自主的な活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

【説明】

(1) 区長については、地方自治法第 252 条の 20 第 3 項及び地方自治法施行令第 174 条の 43 の規定により事務吏員のうちから区長を置くこととされています。このような法律上の制約から、区長の公選制は難しいものではありませんが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定による条例を定めることによって、区及び区役所の設置目的を達成させるに相応しい職員を民間等外部から登用することも検討が進められています。

(2) 本市における区及び区役所には大きな二つの設置目的がありますので、これらを達成するためには、区長の果たすべき役割は重要であることから、担うべき重要な役割を定めています。

1号と2号に規定する役割は、区の設置目的に直接関係し、区民とともに暮らしやすい地域社会の実現に寄与するものです。3号に規定する役割は、この条例で自治の基本理念とする地域社会の課題を市民自らが解決するための活動に対する支援に努めることを指します。

必要な組織の整備等

第 21 条 市長は、区長が前条第 2 項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

【説明】

指定都市の区長は、第 20 条の説明にあるとおり、法令により市長の補助機関として市長権限に属する職員であり、東京都の特別区の区長のような地位は有していません。したがって、区及び区役所の設置目的を確実に達成させるためには、区長がその役割を的確に果たすことができるよう、市長によって組織体制の整備、区長の区の区域内及び市役所・区役所間の調整機能の強化、区予算の確立などを図り、市として一体的に取り組む必要があることを定めています。

区民会議

第 22 条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

【説明】

(1) 地域の幅広い多様な意見を出し合っって区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行うことを目的として区民による会議（区

民会議)を設置することを規定しています。

指定都市の場合、公職選挙法第 15 条第 6 項の規定により、議員の選挙区は区の区域をもって選挙区とすることとされており、各区から区民の選挙によって議員が選出され、議員を構成員として市の議事機関たる議会が設置されています。そして議会には、市の重要事項について決定する権限が法令によって付与されています。したがって、区民会議を区における重要事項の議事機関として機能させることは現行法令上難しく、指定都市における区の特異性を補完する機能としての機関の位置付けが妥当と考えています。

区民会議の構成員は、地域の幅広い、多様な意見によって区の課題を把握する必要から、地域(町内会、自治会など)の代表、活動分野別の代表、区民からの公募などが必要ですが、区から選出された議員にも加わってもらうなど構成員、選出方法について検討をすすめているところです。また、区民会議は、現行の区政推進会議などと所掌事項の調整を図る必要があり、議会、区政推進会議、その他関係機関、団体、区民の方々の意見を聴きながら課題を整理した上で、来年度から試行的に設けて調査審議を行う予定です。

(2) 区における課題は、その区のみに関係するものばかりではなく、市政の中で位置付ける必要がある場合も考えられますので、区民会議の調査審議の結果は、区政に相当する「区における暮らしやすい地域社会の形成」や市政へ反映させる必要があることを定めています。

第 3 章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第 1 節 情報共有による自治運営

情報提供

第 23 条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

【説明】

情報提供制度は、情報公開制度と車の両輪として市民との情報共有をめざすための重要な制度といえます。情報提供に当たっては、市民との情報共有の観点から、情報を受ける側の市民の状況を考慮する必要があり、広範な市民が主体的にまちづくりに参加し、協働することができるよう制度構築を考える必要があることを定めています。

情報公開

第 24 条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

【説明】

市では、昭和 59 年から情報の一層の公開と市の諸活動を説明する責務がまっとうされることにより、市政運営の透明性の向上と市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市

政の発展に資するために情報公開制度が実施され、市民の基本的人権としての知る権利の保障が図っています。この制度は、自治の推進、拡充にとって重要な制度であるため、その骨子を定めています。

個人情報保護

第 25 条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

【説明】

市では、昭和 61 年から個人情報の適正な取扱いを定め、本人の情報開示請求権等を保障することにより、公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、市民の基本的人権を擁護する個人情報保護制度が実施されており、この制度も自治の推進、拡充にとって重要な制度であるため、その骨子を定めています。なお、高度情報化社会の中で、市民の情報へのアクセス度合いを高めればそれだけ情報流出等の危険性が生じてきますので、より十分なセキュリティ対策を講じる必要があり、また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に合わせて個人情報の悪用について罰則を適用させる条例改正が進められています。

会議公開

第 26 条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

【説明】

市では、平成 11 年から会議を公開することにより透明かつ公正な会議運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、市民の知る権利の確保に資するとともに開かれた市政の実現を一層推進するために会議の公開制度を実施しており、この制度も自治の推進、拡充にとって重要な制度であるため、その骨子を定めています。

情報共有の手法等の整備

第 27 条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第 23 条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

【説明】

市では統合的情報公開制度として、情報の公開に関する制度構築はある程度達成されて

いるものですが、単なる制度面から情報共有の構築を図るだけではなく、広報活動、広聴活動、シティセールス活動など行政の諸活動の面から、また、市民の参加や市民との協働の面から、IT 社会への対応など共有の実効性をより高めるための創意工夫がこれからは重要であることから、手法等の整備の必要性を規定しています。

第 2 節 参加及び協働による自治運営

多様な参加の機会の整備等

第 28 条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第 31 条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

【説明】

市民が自治を進めるためには、参加の機会が保障されなければなりません。これまで市では、参加の手段として「市長への手紙」、「インターネット広聴」、「市政モニター」、「市民意識実態調査」、「タウンミーティング」、「審議会等への市民委員参加」などを実施してきました。したがって、このような多様な参加の機会が、参加を求める事案の内容、性質等に応じて確実に市民に保障されるような整備、体系化を規定しています。

審議会等の市民委員の公募

第 29 条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

【説明】

市には、法令、条例、要綱等の規定により、多くの審議会、委員会等が置かれています。特に、市の計画、施策等の重要な事案の策定や重要な制度運営などに際しては、市民参加の度合いを高めるために市民委員が含まれる審議会等が置かれることが多く見受けられます。したがって、市民が市政に対して参加する機会の保障として、審議会等の所掌、設置目的等を考慮の上で審議会等の委員に市民委員が含まれるものとするのと、その選考に当たっては、一般の公募を原則とすることを定めるものです。

パブリックコメント手続

第 30 条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

【説明】

パブリック・コメント手続は、これまで、男女平等かわさき条例、まちづくり 3 条例な

どの制定過程において、事実上、行われましたが、制度化はされていませんでした。しかしながら、これからの自治にとって、具体の重要事案について、市民の参加する権利及び意見を表明し、提案する権利を保障し、また、市の応答責任を果たさせるためには、明文の制度化が必要です。また、これを制度化することは、事案に対する市民との情報の共有化、事案への市民意見反映による自治の推進にもつながるものであることからその在り方を規定しています。なお、この具体的な手続については、平成 17 年度中に構築することを予定しています。

住民投票制度

第 31 条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します

【説明】

住民投票制度は、間接民主制を補完する制度であることなどから、住民投票を発議できる市民の範囲については、住民として、法人を除いた本市の区域内に住所を有する人としています。また、住民投票制度については、現在、学識者による委員会で課題整理を行っており、その中間報告書では、「本市の住民である外国人市民が住民投票に参加することは当然といえる」とされ、また、年齢要件についても「未成年者を除外する合理的理由はない」とされています。年度内を予定している委員会の最終報告による課題整理を踏まえながら、来年度は、制度の具体化に向けた新たな委員会を立ち上げ、住民投票の制度化に向けた詳細な検討を行う予定です。

また、投票に付される事項は、市民生活にかかわる重要な問題が想定され、議会や市長が直接住民の意思を確認しながら、それぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要なことと考えられるため、議会と市長も発議することができることとしています。

協働推進の施策整備等

第 32 条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

【説明】

この条例における基本理念からは、市民との協働による市政の取組を通じての公共的な課題の解決が重要です。また、すでに地域で活動している市民活動や市民事業が支えられ、更に、活動や事業が創出されることを担保する施策の推進が求められています。具体的には、市が定めた市民活動支援指針をもとに、公共をそれぞれの主体が協働して積極的に担

っていく環境を整備するための施策の整備とその体系化が必要であることを定めています。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

【説明】

この条例の施行後、自治運営の基本原則である情報共有、参加、協働の原則が、どのように制度や施策に生かされているかなど、自治運営の制度や仕組みのあり方を調査審議し、市民自治の拡充推進、暮らしやすい地域社会の実現、そして市民自治の確立に寄与することを目的とした附属機関の設置を定めています。なお、情報公開など制度運営の重要事項について調査審議するための審議会が既に設置されているものもありますので、効果ある運営を図るため、所掌事項などについて十分な検討を行った上で設置する予定です。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。
2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

【説明】

- (1) 地方分権改革により、市は、国や神奈川県とは対等で相互に協力する関係であることが明らかにされていますので、自治の基本理念で定める自立性を確立するため、市政運営に当たっての市の国や神奈川県に対する姿勢を明らかとしています。
- (2) 行政需要の多様化、政策課題の広域化など市における課題は、市単独では有効に解決できず、近隣の都市間連携による課題解決の重要性、必要性が増しています。また、大都市制度の検討に当たっては指定都市間で協調してあるべき姿を探っていくことも必要になります。このようなことから他の自治体に対する市のあり方を定めています。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

【説明】

この条例は、市における自治の基本を定めるものであり、内容もこれまでの市の自治を踏まえたものですが、条例の内容についての周知の徹底など準備期間をとる必要がありますので来年4月からの施行を予定しています。